

## いみず住まいづくり支援補助金（中古住宅利活用事業）

本市での中古住宅を住宅または住宅兼店舗として利活用を促進するため、該当する条件に応じて住宅取得費用を補助します。

### 対象者

次のいずれにも該当する方

#### ○住宅の所有者

※ 共有名義の場合は、居住している方で、あわせて1/2以上の持分を有しており、最も持分の多い方

（所有者が外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等のいずれかの在留資格を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている方）

#### ○交付申請日において、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること（ただし、住宅を取得した日から1年を経過する日までに、住民票に取得した住宅の所在地が記載されていること）

#### ○交付申請日から5年以上取得した住宅に居住する意思があり、かつ、地域コミュニティの参画に同意すること

#### ○取得した住宅に居住する全員が市税の滞納がないこと

#### ○取得した住宅に居住する全員が暴力団員ではないこと

#### ○取得した住宅に居住する全員が、この要綱に基づく補助金、または市が実施する同種のほかの補助金を受けていないこと

### 対象となる住宅

市内に所在する中古住宅（過去に人の居住の用に供されたことがある住宅 又は 竣工から2年を超えた住宅）



## 補助額

次の表に定める補助額の合計で、転入者を含む世帯は 200 万円を、それ以外の世帯（市内居住者世帯）は 100 万円を限度とします。ただし、土地・住宅の取得費用が補助額を下回る場合は、当該費用（千円未満の端数は切捨て）を上限とする。

補助の区分	補助の内容	補助額
中古住宅購入（基本）	中古住宅を取得し、居住している場合	20 万円 転入者を含む世帯は 30 万円
空き家等情報バンク利用加算	取得した中古住宅が、射水市空き家等情報バンクに登録されている場合	20 万円
指定宅地居住加算※	市が指定する指定宅地を自ら購入して、その土地の中古住宅を取得した場合	30 万円
なりわい住宅加算	居住者が、自ら生業（地域の賑わい向上に資するものに限る。）を営み、3 年以上継続して事業を営む意思のある場合	30 万円
世帯に転入者がいる場合は、以下も対象。		
子育て世帯移住加算	交付申請日において、取得した住宅に転入者を含む子育て世帯が扶養している中学生以下の子どもが居住している場合	子ども 1 人につき 20 万円
県外若者世代移住加算	交付申請日において、取得した住宅に居住する世帯に県外から 39 歳以下で転入する方が含まれる場合	30 万円

※転入者…市外に 1 年以上住所を有し、転入の日以後 3 年を経過していない者

※指定宅地…空き家バンクに登録されてから 1 年以上経過し、前所有者が所有権を 3 年以上保有していた土地

### 申請期限

住宅を取得した日（所有権移転登記日）または取得した住宅の所在地に住民票の住所を定めた日のいずれか遅い日から 3 か月以内

※ただし、「なりわい住宅加算」に該当する場合は、1 年以内

### 補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は、補助金の返還が必要です。

- 虚偽の申請等をした場合
- 不正の行為があった場合
- 交付申請日から 5 年以内に転出または転居した場合

## 申請に必要な書類

	書類名称	入手方法
<input type="checkbox"/>	いみず住まいづくり支援補助金 交付申請書兼請求書（様式第1号の1）	射水市 HP
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	射水市市民課 （取得した住宅へ居住後）
<input type="checkbox"/>	転入者の戸籍の附票	本籍地
<input type="checkbox"/>	不動産売買契約書 （契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載のある面）	
<input type="checkbox"/>	住宅の取得に係る費用の支払いを証する書類（領収書・振込伝票の控えなど）※契約金額全額分	
<input type="checkbox"/>	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数ある場合は、購入したすべて	法務局 （所有権保存または移転登記が完了し、発行後3か月以内のもの）
<input type="checkbox"/>	世帯全員の完納証明書 （発行後3か月以内のもの） ※中学生までの子どものものは不要です	1月1日時点で住民票のあった自治体 （射水市の場合は収納対策課）
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	射水市 HP
<input type="checkbox"/>	いみず住まいづくり支援補助金申請に関する誓約書	射水市 HP
<input type="checkbox"/>	中古住宅であることの確約書 （媒介契約を締結した宅地建物取引業者が中古住宅であることを証明した書類）	射水市 HP
<input type="checkbox"/>	射水市空き家等情報バンクに掲載されていたことがわかるもの	ホームページのコピーなど （※取下済みの場合は観光まちづくり課で確認します。）
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の位置が分かる書類（位置図等）	
<input type="checkbox"/>	開業したことを証する書類（「なりわい住宅加算」に該当する場合）※開業届の写しなど	
<input type="checkbox"/>	振込先の預金通帳等の写し	
<input type="checkbox"/>	口座振込登録（変更）申請書	射水市 HP
<input type="checkbox"/>	アンケート	射水市 HP

提出先：射水市観光まちづくり課（新湊消防署1階）  
〒934-0011 射水市本町二丁目13番1号  
TEL:0766-51-6676 FAX 0766-82-7874

